

制度的措置①

公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立

見直しの方向性

- 災害の規模・種類や被災自治体の体制に応じて、被災自治体における様々な事務手続や各種調整等の支援を横断的に行う機能を、**全国共通で安定的かつ継続的に確立・確保する必要がある**。
- このため、激甚災害への備えとして、**災害への対応に係る知見をより効果的に蓄積するための支援機能を有する機関による体制の整備**が必要である。その支援機能が備えることが望ましい要件としては、**廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験を有すること、多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・経験・能力・連携ネットワーク基盤を有すること、現地支部を発災早期に設置するなど全国的な対応が可能であること、国と一体となって事業を支援することができる**ことなどが挙げられ、国においてこうした要件を具備した体制を確保する必要がある。
- 具備要件を満たす機関として、災害支援を行うことで専門的知見を蓄積してきたJESCOや、その他関連機関がありうるが、こうした、**JESCOその他の専門支援機能を有する機関に対して、自治体が行う平時・発災時の災害廃棄物に係る業務における全体マネジメントへの支援を委託できるよう規定を整備すべきである**。

専門支援機能（機関）に関する検討状況

■ 専門支援機能・機関が担う役割・業務

- 平時には、**被災自治体の受援体制の構築に係る支援**（計画等に係る技術的助言等）や、**全国共通の対応基盤の整備**（技術的・システム的な研究・開発、データ・知見の蓄積等）等を担う。
- 発災時には、災害廃棄物処理に関し、**被災自治体が行う被害調査、処理方針検討、各種支援調整等の一部又は全部を担う**。

■ 具備要件を満たす機関・組織

- **これまでの事業・支援実績、国と一体となって事業の実施が可能であることや関係者との連携ネットワーク基盤を有する**といった具備要件との合致性を踏まえると、**JESCOが最も合致するのではないか**。引き続き、具備要件を満たす機関・組織について検討していく。

見直しの方向性

- 市町村における、平時の一般廃棄物処理と発災時の災害廃棄物処理の一体性と連動性を確保することにより、災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、**法定計画である一般廃棄物処理計画の規定事項へ、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加すべき**である。
- 市町村だけでは対応が難しい災害廃棄物対応について、他の自治体はもとより民間事業者・団体等との連携を行うことで、より円滑な災害廃棄物対応が可能になることから、こうした自治体間及び民間事業者・団体との災害支援協定の締結・活用を促進する観点から、災害廃棄物処理計画に基づく**災害支援協定の締結を、自治体の努力義務とすべき**である。
- なお、一般廃棄物処理計画への非常災害時の廃棄物処理に関する事項の追加については、令和5年3月に閣議決定された「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」に沿って検証を行い、計画による手法が有効かつ最も効率的であることを確認した。

柔軟な制度運用と国から自治体への周知・助言

■ 地域防災計画等の他の計画との一体策定等、一定の自由度を認める

他の計画との一体策定の事例

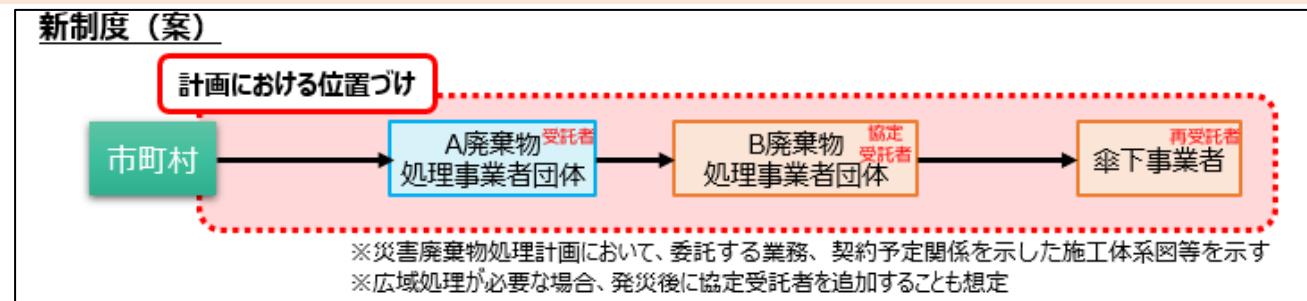
- ・福島県三春町（人口約1.6万人）では、地域防災計画の資料編に災害廃棄物処理計画の節を設け、庁内体制や関係者との連絡体制に関する記述が充実しており、また、災害廃棄物発生量、仮置場候補地等が示されている。
⇒こうした場合は、一般廃棄物処理計画への再度の記載を求めるることはせず（記載箇所の明示のみ等との対応）、意思表明にあたっての手法はある程度自由度を持たせることを想定。

■ 自治体の実情などを踏まえ、丁寧に支援等を行う

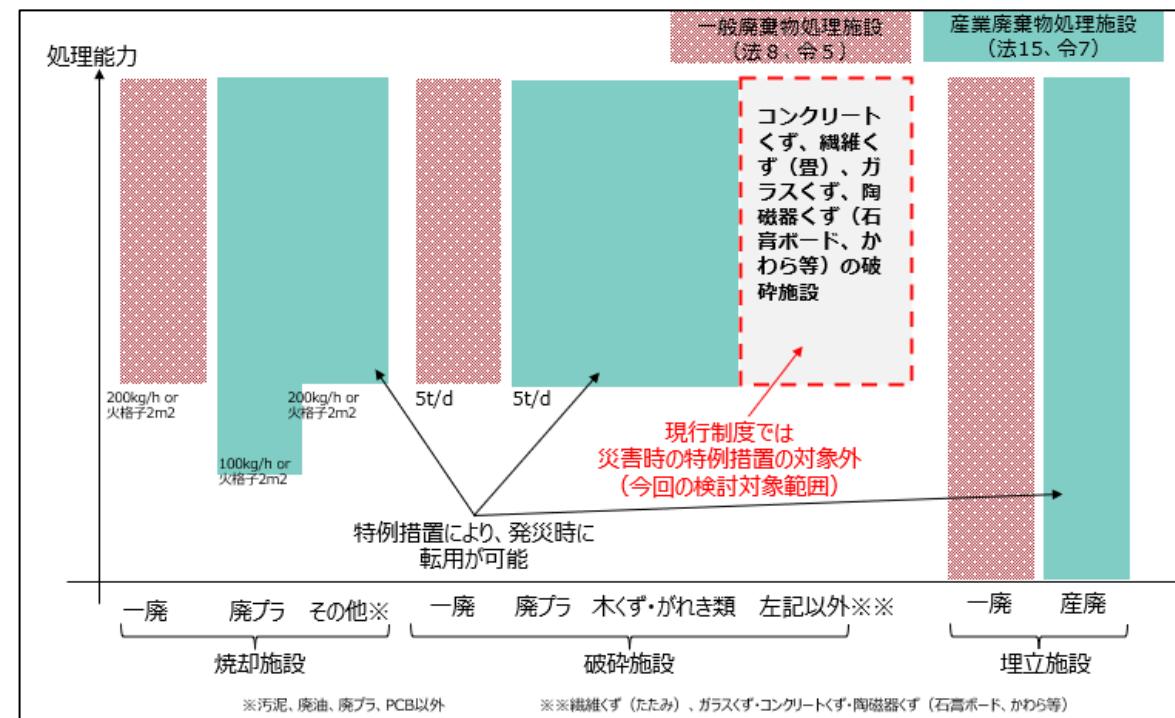
- 令和5年度末時点で86%の市町村が記載済であり、記載済自治体の中には小規模自治体も含まれていることを確認しつつも、現時点で未記載の自治体ではマンパワー不足や専門知識の不足により記載が進まない実態があることから、こうした**小規模自治体**に対しては、各種支援施策を実施するとともに、本措置と同時に制度措置予定の専門支援機関により支援をしていく。

見直しの方向性

- 自治体や民間事業者団体からの要望等を踏まえ、適正処理の確保を前提としつつ、円滑・迅速な処理の観点から、災害廃棄物処理の特例措置等の拡充を図る必要がある。適正処理の確保及び責任の所在の明確化を前提に、当該自治体から委託を受けた民間事業者等が災害廃棄物処理を行う場合に、**一般廃棄物処理の委託基準（再委託）を合理化する災害時特例を措置すべきである。**

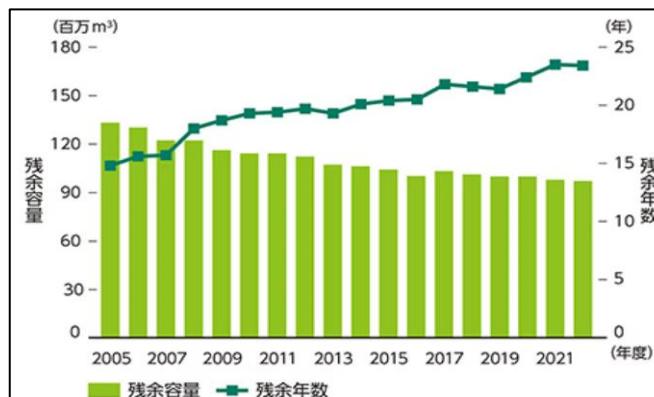


- 廃棄物処理法第15条で規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設（畳、瓦、石膏ボードの破碎施設等）で当該産業廃棄物の処理を行う事業者が、当該産業廃棄物と同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、**手続きの簡素化を図るなど、一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例措置を拡充すべきである。**



現状と課題等（廃棄物最終処分場）

- 2022年度末時点で、全国市町村が所有する一般廃棄物最終処分場の残余容量は96,663千m³、残余年数は約23.4年
- 2021年度末時点で、全国自治体及び民間事業者が所有する産業廃棄物最終処分場の残余容量は1.71億m³、残余年数は約19.7年
- 大規模災害時には全体で数千万トンの災害廃棄物が発生するため、再生利用等を実施した上で、相当数の最終処分場の確保が求められる
- 一方で、廃棄物最終処分場は立地地域の合意形成を含めた施設整備に長期間を有するため、このような状況下において、民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあり、**民間最終処分場での災害廃棄物の受け入れを促進する措置の必要性について事業者団体から懸念・要望が示されている。**



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(一般廃棄物) (令和4年度末時点)



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(産業廃棄物) (令和3年度末時点)

民間所有の
廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による
災害廃棄物の受入容量を事前確保す
るといった対応の必要性

見直しの方向性

災害廃棄物を受け入れる能力を有する**民間の廃棄物最終処分場の申請に基づく都道府県知事による指定制度及び指定を受けた者に対する制度的な措置を創設**とともに、災害発生時に一定の基準を満たす場合において、都道府県又は市町村が、**当該指定を受けた廃棄物最終処分場の設置者に対して、災害廃棄物の最終処分の受け入れを求める**ことができるようにすべきである。